

# えびの高原(硫黄山)周辺に噴火警報が発表された場合 硫黄山

## 噴火警戒レベル2~3における立入規制範囲

## 噴火警戒レベル4~5における立入規制範囲

## 火口周辺警報(火口周辺危険、入山危険)における立入規制範囲

## 噴火警報(居住地域嚴重警戒)における立入規制範囲

### 噴火警戒レベル2 (火口周辺規制)

小噴火が発生し、火口から概ね1km以内の立ち入り規制されます。

このため、硫黄山から1km以内の立ち入り規制されます。

※ 国道1号線の一部通行止めや硫黄山から1km以内の登山道の立入規制。

<過去の事例>  
2018年4月: 水蒸気噴火が発生。泥水が噴出。1768年の水蒸気噴火: 大きな噴石の飛散距離は不明。

### 噴火警戒レベル3 (入山規制)

噴火が発生し、火口から概ね2km以内の立ち入り規制されます。

火山活動の状況によっては、火口から概ね4km以内の立ち入り規制が実施されます。

<過去の事例>  
16~17世紀: 大きな噴石が硫黄山から約2km飛散。  
9,000年前: 不動火溶岩約4km落下。

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する直径50cm以上の大きなものを指します。

### 硫黄山周辺の火山ガスにご注意下さい。

硫黄山周辺では、体に有毒な火山ガスが発生しており、火山ガスへの曝露に応じて、登山道や帯道1号、30号、えびの高原一帯立ち入りを規制することがあります。

火山ガスの濃度が致死量に達する場合もあり、非常に危険ですので、十分ご注意ください。

◆火山ガスから身を守るために  
・無風状態の低地には注意。  
・濡れたタオル(しぼり)を持参する。  
・火山ガスや火山灰に巻き込まれたとき濡れたタオルを口におさえて吸い物が減少します。

◆危険を察知したときには発生源の風上を逃げる。  
・ぜんそくや心臓病等の持病のある高感応性の方は、低濃度でも発作を起こす可能性がありますので特に注意してください。

◆「火口」とは、硫黄山山頂から半径250mの範囲を指します。  
◆各噴火警戒レベルにおける登山道規制箇所および道路規制箇所は現地での表示に従ってください。

市町村名	対象地区名	避難所名	電話番号
小林市	環野地区	西小林地区体育館	TELなし
えびの市	中の原地区	飯野駅前地区体育館	0984-33-5035
霧島市	尾八重野地区	上江地区体育館	0984-33-5799

### 噴火警戒レベル4 (避難準備)

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想されます。

噴火活動の拡大や顕著な地殻変動等により、火砕流、溶岩流が右側の居住地域に到達するよう噴火が予想されます。

そのため、次の地区では避難準備が必要になります。

小林市: 環野・千歳・大出水地区  
えびの市: 中の原・尾八重野・霧島・千草木地区

※要配慮者は避難等が必要になります。

※火口から概ね4kmの範囲まで、大きな噴石が飛散する可能性があります。また、「こぶし」より小さな噴石は、火口から4kmを超えて、より速く到達する可能性がありますので、注意して下さい。

### 噴火警戒レベル5 (避難)

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫、あるいは発生している状態にあります。

噴火が発生し、火砕流、溶岩流が右側の居住地域に到達、またはそのような噴火が切迫しています。

そのため、次の地区では避難が必要になります。

小林市: 環野・千歳・大出水地区  
えびの市: 中の原・尾八重野・霧島・千草木地区

<過去の事例>  
なし

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する直径50cm以上の大きなものを指します。

◆火山ガスから身を守るために  
・無風状態の低地には注意。  
・濡れたタオル(しぼり)を持参する。  
・火山ガスや火山灰に巻き込まれたとき濡れたタオルを口におさえて吸い物が減少します。

◆危険を察知したときには発生源の風上を逃げる。  
・ぜんそくや心臓病等の持病のある高感応性の方は、低濃度でも発作を起こす可能性がありますので特に注意してください。

◆「火口」とは、硫黄山山頂から半径250mの範囲を指します。  
◆各噴火警戒レベルにおける登山道規制箇所および道路規制箇所は現地での表示に従ってください。

市町村名	対象地区名	避難所名	電話番号
小林市	環野地区	西小林地区体育館	TELなし
えびの市	中の原地区	飯野駅前地区体育館	0984-33-5035
霧島市	尾八重野地区	上江地区体育館	0984-33-5799

### 火口周辺危険

火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想されます。

火口周辺に大きな噴石が飛散すると予想されます。

このため、火口周辺への立ち入りが規制されます。

### 入山危険

居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想されます。

火口から居住地域近くまで広い範囲の火口周辺に大きな噴石の飛散や火砕流が到達、または発生が予想されます。

このため、火口周辺から居住地域までの広い範囲への立ち入りが規制されます。

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する直径50cm以上の大きなものを指します。

### 火口湖決壊型火山泥流にご注意下さい。

大幡池や不動池で噴火が起きると火口湖が決壊し、大量の水が火山灰、石や砂を巻き込みながら、流れ下ることがあります。

流れの勢いが強く、破壊力も大きいため広範囲に被害が及ぶことがあり、特に注意が必要です。

小林市方面では、生駒高原から集の浦川沿いに宮崎自動車道を越えて流れる可能性もあつたので、流域の方は十分注意して下さい。

高原町方面では、矢岳の北側から高千穂川沿いに中平農免道路を越えて流れる可能性もあつたので、流域の方は十分注意して下さい。

◆各噴火警戒レベルにおける登山道規制箇所および道路規制箇所は現地での表示に従ってください。

市町村名	対象地区名	避難所名	電話番号
小林市	環野地区	西小林地区体育館	TELなし
えびの市	中の原地区	飯野駅前地区体育館	0984-33-5035
霧島市	尾八重野地区	上江地区体育館	0984-33-5799

### 居住地域嚴重警戒

居住地域に重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想されます。

火砕流、溶岩流が右側の居住地域に到達するよう噴火の発生が予想されます。

そのため、次の地区では避難準備、状況により避難が必要になります。

小林市: 環野・豊原・生駒・集之浦地区  
高原町: 花堂・北狭野  
霧島市: 神宮台・高千穂1区自治会地区

※要配慮者は避難等が必要になります。

※火口から概ね4kmの範囲まで、大きな噴石が飛散する可能性があります。また、「こぶし」より小さな噴石は、火口から4kmを超えて、より速く到達する可能性がありますので、注意して下さい。

※大幡池で噴火が起きると火口湖が決壊し、大量の水が火山灰、石や砂を巻き込みながら、流れ下ることがあります。

◆火山ガスから身を守るために  
・無風状態の低地には注意。  
・濡れたタオル(しぼり)を持参する。  
・火山ガスや火山灰に巻き込まれたとき濡れたタオルを口におさえて吸い物が減少します。

◆危険を察知したときには発生源の風上を逃げる。  
・ぜんそくや心臓病等の持病のある高感応性の方は、低濃度でも発作を起こす可能性がありますので特に注意してください。

◆「火口」とは、硫黄山山頂から半径250mの範囲を指します。  
◆各噴火警戒レベルにおける登山道規制箇所および道路規制箇所は現地での表示に従ってください。

市町村名	対象地区名	避難所名	電話番号
高原町	花堂地区	高原町総合保健福祉センター	0984-42-4820
小林市	北狭野地区	折田地区	電話なし
霧島市	神宮台地区	神宮台地区	電話なし

# 新燃岳に噴火警報が発表された場合 新燃岳

## 噴火警戒レベル2~3における立入規制範囲

## 噴火警戒レベル4~5における立入規制範囲

## 噴火警戒レベル2~3における立入規制範囲

## 噴火警戒レベル4~5における立入規制範囲

### 噴火警戒レベル2 (火口周辺規制)

火口から概ね1km以内の立ち入り規制されます。

このため、火口から約2km、火山活動の状況により概ね1km以内の立ち入りが規制されます。

※警戒が必要な範囲は火口から概ね2km、火山活動の状況により概ね1kmとなります。

<過去の事例>  
2008年8月20日、2010年12月5日、2017年10月6日: 火山活動の増加。  
2008~2011年噴火の事例  
2010年7月10日: 火砕流1号が約300m落下。

### 噴火警戒レベル3 (入山規制)

火口から概ね2kmを超え4kmまで大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流が流下するよう噴火が予想されます。

※警戒が必要な範囲は火口から概ね3km、火山活動の状況により概ね4kmとなります。

<2008~2011年噴火の事例>  
2011年1月19日: 霧島山頂にGNSSの設置が完了。火山に最新の観測データが取得された。噴火の発生。  
2011年2月1日: 大きな噴石が火口から約3.2kmまで飛散。

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する直径50cm以上の大きなものを指します。

### 火砕流や熱風に注意下さい。

火砕流は、火山灰や軽石、岩石が空気と一緒に落ちて流れてくる現象です。内側は高温な場合が多く、建物や動物等に致命的な被害を与え、巻き込まれると大変危険です。また、水蒸気噴火の際は、100℃を少し上回る噴煙が流れ下ってくる可能性があります。このような噴煙でも、直接吸い込むと肺を損傷する可能性があります。火砕流に当たると、火口から離れた方向へ避難しましょう。

ただし、火砕流などは谷筋に沿って流れてきますので、谷筋や崖地には行かないようにしましょう。

◆噴火警報が発表された場合、自治体の立入規制を遵守しましょう。

◆各噴火警戒レベルにおける登山道規制箇所および道路規制箇所は現地での表示に従ってください。

市町村名	対象地区名	避難所名	電話番号
高原町	花堂地区	高原町総合保健福祉センター	0984-42-4820
霧島市	神宮台地区	霧島保健福祉センター	0985-64-8082
霧島市	高千穂1区自治会	牧園農村活性化センター	0985-54-5611

### 噴火警戒レベル4 (避難準備)

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想されます。

火砕流、溶岩流が右側の居住地域に到達するよう噴火の発生が予想されます。

そのため、次の地区では避難準備が必要になります。

高原町: 花堂・北狭野・南狭野地区  
霧島市: 神宮台・高千穂1区自治会地区

※要配慮者は避難等が必要になります。

<過去の事例>  
1717年2月: 火砕流が火口から約3kmまで落下。  
※火口から概ね4kmの範囲まで、大きな噴石が飛散する可能性があります。また、「こぶし」より小さな噴石は、火口から4kmを超えて、より速く到達する可能性がありますので、注意して下さい。

### 噴火警戒レベル5 (避難)

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生している状態にあります。

火砕流、溶岩流が右側の居住地域に到達するよう噴火の発生が切迫しています。

そのため、次の地区では避難が必要になります。

高原町: 花堂・北狭野・南狭野地区  
霧島市: 神宮台・高千穂1区自治会地区

<過去の事例>  
なし

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する直径50cm以上の大きなものを指します。

◆火山ガスから身を守るために  
・無風状態の低地には注意。  
・濡れたタオル(しぼり)を持参する。  
・火山ガスや火山灰に巻き込まれたとき濡れたタオルを口におさえて吸い物が減少します。

◆危険を察知したときには発生源の風上を逃げる。  
・ぜんそくや心臓病等の持病のある高感応性の方は、低濃度でも発作を起こす可能性がありますので特に注意してください。

◆「火口」とは、硫黄山山頂から半径250mの範囲を指します。  
◆各噴火警戒レベルにおける登山道規制箇所および道路規制箇所は現地での表示に従ってください。

市町村名	対象地区名	避難所名	電話番号
高原町	花堂地区	高原町総合保健福祉センター	0984-42-4820
霧島市	神宮台地区	霧島保健福祉センター	0985-64-8082
霧島市	高千穂1区自治会	牧園農村活性化センター	0985-54-5611

### 噴火警戒レベル2 (火口周辺規制)

火口から概ね1km以内の立ち入り規制されます。

このため、火口から1km以内の立ち入りが規制されます。

※高千穂河原まで、火口から約1.2km<過去の事例>  
2008年12月: 火山活動、噴火活動発生  
1923年7月: 噴火  
1899年7月、10月: 黒煙噴出  
1896年3月: 噴火

### 噴火警戒レベル3 (入山規制)

火口から概ね2.5km以内の立ち入り規制されます。

このため、火口から2~2.5km以内の立ち入りが規制されます。

※活動初期及び活動期は概ね2.5km以内に入山禁止。  
※活動安定期は概ね2km以内に入山禁止<過去の事例>  
1900年2月16日: 約1.8kmに噴石飛散  
1895年10月: 約2kmまで噴石飛散

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する直径50cm以上の大きなものを指します。

### こぶしより小さな噴石にもご注意ください。

噴石は、直径50cmから数mのものまであり、風向きに関係なくどの方向にも飛散します。「こぶし」より小さな噴石は、風に流されて4kmより速く飛んで来ます。

直径50cm程度の小さなものでも、高い空から落ちてくるため、体にあたると致命傷となりとても危険です。

◆噴石から身を守るために  
・噴火に遭ったら、火口から離れた方向へ避難しましょう。  
・ただし、火砕流などは谷筋に沿って流れてきますので、谷筋や崖地には行かないようにしましょう。  
・噴火の規模や火口の距離にもよりますが、建物や立木、岩盤などに隠れることも有効です。

◆各噴火警戒レベルにおける登山道規制箇所および道路規制箇所は現地での表示に従ってください。

市町村名	対象地区名	避難所名	電話番号
高原町	花堂地区	高原町総合保健福祉センター	0984-42-4820
霧島市	神宮台地区	霧島保健福祉センター	0985-64-8082
霧島市	高千穂1区自治会	牧園農村活性化センター	0985-54-5611

### 噴火警戒レベル4 (避難準備)

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想されます。

噴火活動の高まり、有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、噴石や火砕流、溶岩流が右側の居住地域に到達するよう噴火の発生が予想されます。

そのため、次の地区では避難準備が必要になります。

都城市: 生之郷地区、御池町、折田地区  
霧島市: 神宮台地区、永池自治会等  
高千穂1区自治会地区

※要配慮者は避難等が必要になります。

<過去の事例>  
有史以降の事例なし  
※火口から概ね4kmの範囲まで、大きな噴石が飛散する可能性があります。また、「こぶし」より小さな噴石は、火口から4kmを超えて、より速く到達する可能性がありますので、注意して下さい。

### 噴火警戒レベル5 (避難)

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にあります。

噴火が発生し、噴石や火砕流、溶岩流が右側の居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫しています。

そのため、次の地区では避難が必要になります。

都城市: 生之郷地区、御池町、折田地区  
霧島市: 神宮台地区、永池自治会等  
高千穂1区自治会地区

<過去の事例>  
1235年1月25日:  
火砕流が火口から約3kmまで到達  
溶岩流が火口から約5kmまで到達

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する直径50cm以上の大きなものを指します。

◆火山ガスから身を守るために  
・無風状態の低地には注意。  
・濡れたタオル(しぼり)を持参する。  
・火山ガスや火山灰に巻き込まれたとき濡れたタオルを口におさえて吸い物が減少します。

◆危険を察知したときには発生源の風上を逃げる。  
・ぜんそくや心臓病等の持病のある高感応性の方は、低濃度でも発作を起こす可能性がありますので特に注意してください。

◆「火口」とは、硫黄山山頂から半径250mの範囲を指します。  
◆各噴火警戒レベルにおける登山道規制箇所および道路規制箇所は現地での表示に従ってください。

市町村名	対象地区名	避難所名	電話番号
都城市	生之郷地区	夏屋中学校	0986-33-1600
都城市	御池町	西宮小学校クラブハウス	0986-33-1602
都城市	折田地区	折田地区	0986-33-1800
霧島市	神宮台地区	霧島保健福祉センター	0985-64-8082
霧島市	高千穂1区自治会	折田地区	0985-57-3911
霧島市	高千穂1区自治会	いせいき園分交流センター	0995-48-5522
霧島市	高千穂1区自治会	折田地区	0985-54-5611

# 大幡池に噴火警報が発表された場合 大幡池

## 火口周辺警報(火口周辺危険、入山危険)における立入規制範囲

## 噴火警報(居住地域嚴重警戒)における立入規制範囲

### 火口周辺危険

火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想されます。

火口周辺に大きな噴石が飛散すると予想されます。

このため、火口周辺への立ち入りが規制されます。

### 入山危険

居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想されます。

火口から居住地域近くまで広い範囲の火口周辺に大きな噴石の飛散や火砕流が到達、または発生が予想されます。

このため、火口周辺から居住地域までの広い範囲への立ち入りが規制されます。

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する直径50cm以上の大きなものを指します。

### 火口湖決壊型火山泥流にご注意下さい。

大幡池や不動池で噴火が起きると火口湖が決壊し、大量の水が火山灰、石や砂を巻き込みながら、流れ下ることがあります。

流れの勢いが強く、破壊力も大きいため広範囲に被害が及ぶことがあり、特に注意が必要です。

小林市方面では、生駒高原から集の浦川沿いに宮崎自動車道を越えて流れる可能性もあつたので、流域の方は十分注意して下さい。

高原町方面では、矢岳の北側から高千穂川沿いに中平農免道路を越えて流れる可能性もあつたので、流域の方は十分注意して下さい。

◆各噴火警戒レベルにおける登山道規制箇所および道路規制箇所は現地での表示に従ってください。

市町村名	対象地区名	避難所名	電話番号
高原町	花堂地区	高原町総合保健福祉センター	0984-42-4820
小林市	北狭野地区	折田地区	電話なし
霧島市	神宮台地区	神宮台地区	電話なし

### 居住地域嚴重警戒

居住地域に重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想されます。

火砕流、溶岩流が右側の居住地域に到達するよう噴火の発生が予想されます。

そのため、次の地区では避難準備、状況により避難が必要になります。

小林市: 環野・豊原・生駒・集之浦地区  
高原町: 花堂・北狭野  
霧島市: 神宮台・高千穂1区自治会地区

※要配慮者は避難等が必要になります。

※火口から概ね4kmの範囲まで、大きな噴石が飛散する可能性があります。また、「こぶし」より小さな噴石は、火口から4kmを超えて、より速く到達する可能性がありますので、注意して下さい。

※大幡池で噴火が起きると火口湖が決壊し、大量の水が火山灰、石や砂を巻き込みながら、流れ下ることがあります。

◆火山ガスから身を守るために  
・無風状態の低地には注意。  
・濡れたタオル(しぼり)を持参する。  
・火山ガスや火山灰に巻き込まれたとき濡れたタオルを口におさえて吸い物が減少します。

◆危険を察知したときには発生源の風上を逃げる。  
・ぜんそくや心臓病等の持病のある高感応性の方は、低濃度でも発作を起こす可能性がありますので特に注意してください。

◆「火口」とは、硫黄山山頂から半径250mの範囲を指します。  
◆各噴火警戒レベルにおける登山道規制箇所および道路規制箇所は現地での表示に従ってください。

市町村名	対象地区名	避難所名	電話番号
高原町	花堂地区	高原町総合保健福祉センター	0984-42-4820
小林市	北狭野地区	折田地区	電話なし
霧島市	神宮台地区	神宮台地区	電話なし

# 御鉢に噴火警報が発表された場合 御鉢

## 噴火警戒レベル2~3における立入規制範囲

## 噴火警戒レベル4~5における立入規制範囲

### 噴火警戒レベル2 (火口周辺規制)

火口から概ね1km以内の立ち入り規制されます。

このため、火口から約2km、火山活動の状況により概ね1km以内の立ち入りが規制されます。

※警戒が必要な範囲は火口から概ね2km、火山活動の状況により概ね1kmとなります。

<過去の事例>  
2008年8月20日、2010年12月5日、2017年10月6日: 火山活動の増加。  
2008~2011年噴火の事例  
2010年7月10日: 火砕流1号が約300m落下。

### 噴火警戒レベル3 (入山規制)

火口から概ね2kmを超え4kmまで大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流が流下するよう噴火が予想されます。

※警戒が必要な範囲は火口から概ね3km、火山活動の状況により概ね4kmとなります。

<2008~2011年噴火の事例>  
2011年1月19日: 霧島山頂にGNSSの設置が完了。火山に最新の観測データが取得された。噴火の発生。  
2011年2月1日: 大きな噴石が火口から約3.2kmまで飛散。

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する直径50cm以上の大きなものを指します。

### 火砕流や熱風に注意下さい。

火砕流は、火山灰や軽石、岩石が空気と一緒に落ちて流れてくる現象です。内側は高温な場合が多く、建物や動物等に致命的な被害を与え、巻き込まれると大変危険です。また、水蒸気噴火の際は、100℃を少し上回る噴煙が流れ下ってくる可能性があります。このような噴煙でも、直接吸い込むと肺を損傷する可能性があります。火砕流に当たると、火口から離れた方向へ避難しましょう。

ただし、火砕流などは谷筋に沿って流れてきますので、谷筋や崖地には行かないようにしましょう。

◆噴火警報が発表された場合、自治体の立入規制を遵守しましょう。

◆各噴火警戒レベルにおける登山道規制箇所および道路規制箇所は現地での表示に従ってください。

市町村名	対象地区名	避難所名	電話番号
高原町	花堂地区	高原町総合保健福祉センター	0984-42-4820
霧島市	神宮台地区	霧島保健福祉センター	0985-64-8082
霧島市	高千穂1区自治会	牧園農村活性化センター	0985-54-5611

### 噴火警戒レベル4 (避難準備)

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想されます。

火砕流、溶岩流が右側の居住地域に到達するよう噴火の発生が予想されます。

そのため、次の地区では避難準備が必要になります。

高原町: 花堂・北狭野・南狭野地区  
霧島市: 神宮台・高千穂1区自治会地区

※要配慮者は避難等が必要になります。

<過去の事例>  
1717年2月: 火砕流が火口から約3kmまで落下。  
※火口から概ね4kmの範囲まで、大きな噴石が飛散する可能性があります。また、「こぶし」より小さな噴石は、火口から4kmを超えて、より速く到達する可能性がありますので、注意して下さい。

### 噴火警戒レベル5 (避難)

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生している状態にあります。

火砕流、溶岩流が右側の居住地域に到達するよう噴火の発生が切迫しています。

そのため、次の地区では避難が必要になります。

高原町: 花堂・北狭野・南狭野地区  
霧島市: 神宮台・高千穂1区自治会地区

<過去の事例>  
なし

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する直径50cm以上の大きなものを指します。

◆火山ガスから身を守るために  
・無風状態の低地には注意。  
・濡れたタオル(しぼり)を持参する。  
・火山ガスや火山灰に巻き込まれたとき濡れたタオルを口におさえて吸い物が減少します。

◆危険を察知したときには発生源の風上を逃げる。  
・ぜんそくや心臓病等の持病のある高感応性の方は、低濃度でも発作を起こす可能性がありますので特に注意してください。

◆「火口」とは、硫黄山山頂から半径250mの範囲を指します。  
◆各噴火警戒レベルにおける登山道規制箇所および道路規制箇所は現地での表示に従ってください。

市町村名	対象地区名	避難所名	電話番号
高原町	花堂地区	高原町総合保健福祉センター	0984-42-4820
霧島市	神宮台地区	霧島保健福祉センター	0985-64-8082
霧島市	高千穂1区自治会	牧園農村活性化センター	0985-54-5611